医第792-1号 令和3年10月1日

各保健所長 様

医療整備課長

### 地域医療支援病院の承認手続について(通知)

標記について、医療法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第63号。以下「令和3年改正省令」という。)により、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の一部が改正されたことを受け、医療審議会に諮問した結果、本県における地域医療支援病院の承認手続を下記のとおりとするので、御了知の上、遺漏のないようお願いいたします。

記

### 1 概要

従来、地域医療支援病院の承認に当たっては、医療審議会の意見を聴くこととされているため、申請があった場合は当課で承認要件を確認した上で、医療審議会に諮り承認を行ってきたが、当該承認が病床の機能の分化及び連携に影響を与えることが想定されることから、医療審議会における審議を行う前に、地域医療構想調整会議における協議を行うこととされた。

また、新たに地域医療支援病院の管理者責務として「地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」が追加できることとなった(令和3年改正省令)。

### 2 新たに定める手続等

(1) 地域医療構想調整会議における協議

地域医療支援病院の承認申請を行った病院の所在地を管轄する保健所の長は、あらかじめ当該病院が所在する二次保健医療圏の地域医療構想調整会議において承認について協議を行い、その結果を保健医療部に提出する。

(2) 医療法施行規則第9条の19第1項第2号に基づく管理者責務の追加等の手続 地域医療支援病院の管理者の責務として、「地域における医療の確保を図るため に当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」を 追加できる。

当該事項の追加又は変更については、当該病院が所在する二次保健医療圏の地域医療構想調整会議において協議を行い、所在地を管轄する保健所の長が、その結果を県保健医療部に提出する。

なお、地域医療構想調整会議において、上記(1)の地域医療支援病院の承認について協議を行う際は、承認申請を行った病院に当該事項を追加すべきか否か、追加すべきとする場合どのような責務の内容とするかについても協議する。

# (3) 承認手続の流れ 別紙「地域医療支援病院の承認手続の流れ」のとおり

(4) 指定都市・中核市に所在する地域医療支援病院に責務を追加する場合の取扱い地域医療支援病院の承認手続については、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下「特例条例」という。)により権限移譲されているため、承認申請を行った病院の所在地を管轄する指定都市又は中核市が承認を行うこととなっているが、令和3年改正省令により医療法施行規則に規定された「地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」については、特例条例に規定がないため、責務が追加される場合、県が追加することとなる。

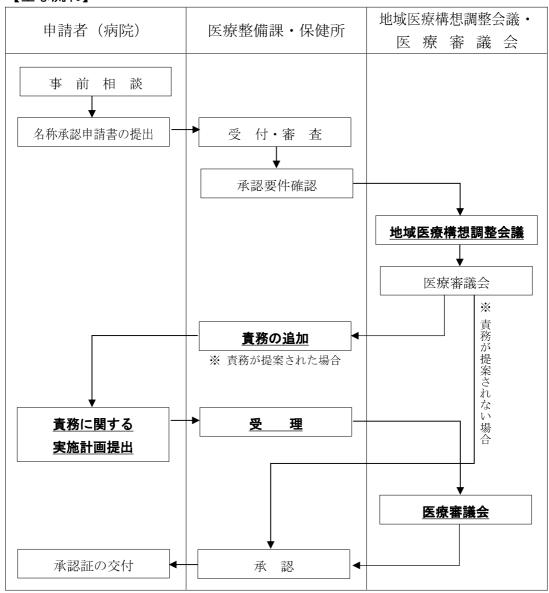
担 当:医務担当 関口、池田

電 話:048-830-3539

E-mail: a3530-03@pref.saitama.lg.jp

# 地域医療支援病院の承認手続の流れ

# 【主な流れ】



- ・ 地域医療構想調整会議及び医療審議会において責務が提案された場合、申請者に 責務に関する実施計画の策定を求め、医療審議会で計画内容を確認した上で承認を 行う。
- ・ 地域医療構想調整会議における協議及び医療審議会における審議を通して、具体 的な責務の内容が提案されている場合、承認を行った後に、当該提案に基づいて責 務を追加する場合は、協議・審議は既に行っているとみなして差し支えない。(平成 10年5月19日 厚生省健康政策局長通知)

# 地域医療支援病院の承認手続に係る医療法施行規則等の改正について

### 〇 医療法施行規則(抜粋)

第9条の19 法第16条の2第1項第7号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 (略)
- 二 地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるもの として都道府県知事が定める事項
- 2 (略)
- 3 都道府県知事は、第一項第二号に規定する事項を定め、又は変更しようとするときは、 あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

# ○ 医療法の一部を改正する法律の施行について(平成10年5月19日厚生省健康政策局長通知)(抜粋)

- 第2 地域医療支援病院に関する事項
  - 3 承認に当たっての留意事項
    - (6) その他
      - ① (略)
      - ② 承認に当たっては、新法第4条第2項に基づきあらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこととされているが、その際には、当該承認が地域における病床の機能の分化及び連携に影響を与えることが想定されることから、あらかじめ当該病院が所在する構想区域の地域医療構想調整会議において協議した上で、当該協議の結果や当該病院が所在する二次医療圏及び都道府県の実情を踏まえて審議が行われるよう留意すること。
      - ③ 承認に当たっては、令和3年改正省令による改正後の医療法施行規則第9条の19第1項第2号において、管理者の責務として、「地域における医療の確保を図るために当該病院が行うことが特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項」が規定されていることに留意すること。具体的には、地域の実情を踏まえつつ、病床の機能の分化及び連携を推進する観点から、承認がなされた際にどのような責務を追加すべきか、地域医療構想調整会議において協議するとともに、都道府県医療審議会において審議し、責務の内容が提案された場合においては、承認申請を行った病院に当該責務に関する実施計画の策定を求め、都道府県医療審議会において当該計画を確認した上で承認を行うこと。

4~5 (略)

# 地域医療支援病院制度の概要

### 1 趣旨

地域医療支援病院の制度は、医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に 対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医等を支援 する能力を備え、かかる病院としてふさわしい構造設備等を有するものについて、 知事が地域医療支援病院の名称を承認するものであり、平成9年の医療法改正 (平成10年4月1日施行)で制度化されたものである。

### 2 開設できる者

国、都道府県、市町村、社会医療法人、公的医療機関、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人地域医療機能推進機構、エイズ治療拠点病院又は地域がん診療拠点病院であり、かつ地域医療支援に実績を有する病院の開設者等

### 3 承認要件

(1) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されており、次のいずれかの場合に該当していること。

ア 紹介率が80%以上であること。

イ 紹介率が65%以上で、かつ、逆紹介率が40%以上であること。

ウ 紹介率が50%以上で、かつ、逆紹介率が70%以上であること。

紹介率 = <u>紹介患者の数</u> ×100 初診患者の数 逆紹介率 = 逆紹介患者の数 初診患者の数 ×100

※初診患者の数には、救急患者等の数は含めない。

- (2) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。
- (3) 救急医療を提供する能力を有すること。
- (4) 地域の医療従事者の資質向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
- (5) 厚生労働省令で定める数(200床)以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- (6) 地域医療支援病院として、次の施設を有し、かつ必要な記録を備えること。 集中治療室、診療に関する諸記録、検査施設(化学、細菌、病理)、病理解剖室、 研究室、講義室、図書室、救急用又は患者輸送用自動車、医薬品情報管理室

### 4 医療審議会の意見

地域医療支援病院の名称承認を行うに当たっては、あらかじめ、県医療審議会の意見を聴かなければならない。

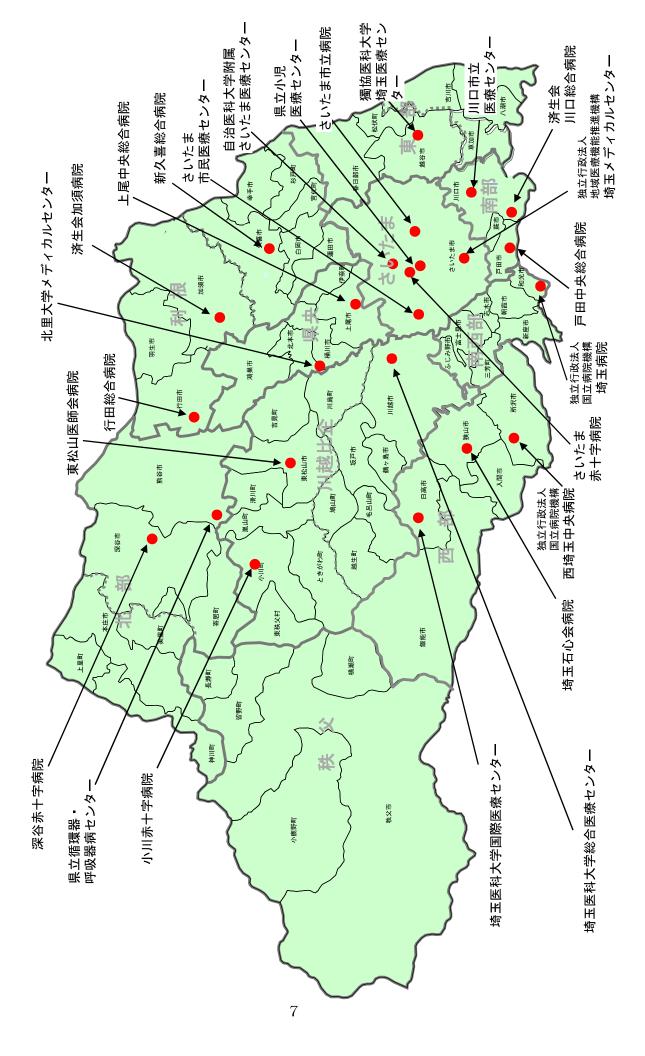
# 5 承認状況

本県では、これまでに次の24病院を承認している。

医療機関	承認年月
地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立小児医療センター(さいたま市)	平成 10 年 10 月
	(令和3年4月)
東松山医師会病院(東松山市)	平成 14 年 2 月
北里大学メディカルセンター(北本市)	平成 15 年 7 月 (平成 20 年 4 月)
社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院(狭山市)	平成 16 年 7 月
社会医療法人壮幸会行田総合病院(行田市)	平成 16 年 11 月
深谷赤十字病院(深谷市)	平成 19 年 8 月
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院(加須市) ※済生会栗橋病院の承認を継承	平成 19 年 8 月
独立行政法人国立病院機構埼玉病院(和光市)	平成 19 年 11 月
社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院(川口市)	平成 20 年 8 月
地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立循環器・呼吸器病センター(熊谷市 )	平成 21 年 1 月 (令和 3 年 4 月)
社会医療法人さいたま市民医療センター(さいたま市)	平成 22 年 9 月
さいたま赤十字病院(さいたま市)	平成 23 年 8 月
独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院(所沢市)	平成 24 年 7 月
医療法人社団愛友会上尾中央総合病院(上尾市)	平成 27 年 11 月
獨協医科大学埼玉医療センター(越谷市)	平成 29 年 10 月
さいたま市立病院(さいたま市)	平成 29 年 10 月
川口市立医療センター(川口市)	平成 29 年 10 月
新久喜総合病院(久喜市)	平成 30 年 10 月
埼玉医科大学総合医療センター(川越市)	令和元年9月
埼玉医科大学国際医療センター(日高市)	令和元年9月
医療法人社団東光会戸田中央総合病院(戸田市)	令和2年9月
独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター(さいたま市)	令和2年9月
自治医科大学附属さいたま医療センター(さいたま市)	令和4年1月
小川赤十字病院(小川町)	令和4年2月
	地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立小児医療センター(さいたま市) 東松山医師会病院(東松山市) 北里大学メディカルセンター(北本市) 社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院(狭山市) 社会医療法人社幸会行田総合病院(行田市) 深谷赤十字病院(深谷市) 社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会加須病院(加須市) ※済生会栗橋病院の承認を継承 独立行政法人国立病院機構埼玉病院(和光市) 社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会川口総合病院(川口市) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立循環器・呼吸器病センター(熊谷市) 社会医療法人さいたま市民医療センター(さいたま市) さいたま赤十字病院(さいたま市) さいたま赤十字病院(さいたま市) 独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院(所沢市) 医療法人社団愛友会上尾中央総合病院(上尾市) 獨協医科大学埼玉医療センター(越谷市) さいたま市立病院(さいたま市) 川口市立医療センター(川辺市) 新久喜総合病院(久喜市) 埼玉医科大学総合医療センター(川越市) 埼玉医科大学総合医療センター(日高市) 医療法人社団東光会戸田中央総合病院(戸田市) 独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター(さいたま市) 自治医科大学附属さいたま医療センター(さいたま市)

※カッコ書きは開設者変更に伴う再承認年月日

# 地域医療支援病院位置図



### 地域医療支援病院名称承認に係る概要

### 1 医療機関

- (1)名 称 社会医療法人 熊谷総合病院
- (2) 開設者 社会医療法人 熊谷総合病院 理事長 橋本 郁郎
- (3) 所在地 埼玉県熊谷市中西4-5-1
- (4) 病 床 数 310床(一般病床 310床)
- (5)診療科目 1内科、2消化器内科、3脳神経内科、4循環器内科、5呼吸器内科、6外科、7整形外科、8形成外科、9脳神経外科、10小児科、11皮膚科、12泌尿器科、13産婦人科、14眼科、15耳鼻咽喉科、16リハピ・リテーション科、17放射線科、18麻酔科、19消化器外科、20腎臓内科、21人工透析内科、22病理診断科

# 2 承認要件への該当状況

(1) 開設主体〈医療法第4条第1項、H10.3.27厚告105〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
開設主体は、国、都道府県、市町村、公的 医療機関、医療法人、一般社団法人、学校 法人、社会福祉法人、独立行政法人地域医 療機能推進機構等であること。	開設主体は 医療法人 である。	0

(2) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていること。〈法第4条第1項第1号前段、法第16条の2第1項第6号、規則第9条の16第6号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
次のいずれかの場合に該当していること。 ①紹介率が80%以上であること。 ②紹介率が65%以上であり、かつ、 逆紹介率が40%以上であること。 ③紹介率が50%以上であり、かつ、 逆紹介率が70%以上であること。	令和3年度実績 紹介率: 54.9% 逆紹介率: 74.4% ③ に該当している。	0

(3)病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。〈法第4条第1項第1号後段、法第16条の2第1項第1号、規則第9条の16第1号、H10.5.19 健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
医療機関の登録制度(利用医師等登録制度)を設けていること。	登 録 制 度:有り 登録医療機関数:109 施設	0
当該病院の開設者と直接関係のない医療機関が、現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。	令和3年度共同利用実績(延べ数) :1,834件 (うち当該病院の開設者と直接関係のない医療機関(延べ数):1,834施設)	0
共同利用のための病床として、必要病床数が確保されていること。	共同利用可能病床: 3 床	0

(4) 救急医療を提供する能力を有すること。〈法第4条第1項第2号、法第16条の2 第1項第2号、規則第9条の16第2号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
通常の当直体制の外に重症救急患者の 受入れに対応できる医師等医療従事者が 確保されていること。	医療従事者の確保状況 医 師:10名、看護師:10名 診療放射線技師:22名、臨床検査 技師:22名、薬剤師:18名	0
重症救急患者のために優先的に使用できる 病床又は専用病床が確保されていること。	優先病床: 10 床	0
入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。	設置施設 救急処置コーナー、臨床検査室、 放射線室、手術室 ※全て24時間使用可能	0
地方公共団体又は医療機関に所属する 救急自動車により搬送された患者の数が 1,000以上であること。	令和3年度患者搬送実績 :3,156人	0

(5) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。 〈法第4条第1項第3号、法第16条の2第1項第3号、規則第9条の16第3号、 H10.5.19 健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
病院内の研修全体についての教育責任者 及び研修委員会を設置するとともに、地域 の医療従事者も対象にした研修を主催し ていること。	教育責任者及び研修委員会:有り 令和3年度地域医療従事者向け 研修実績: 16 回 (参加者数 1,596人)	0
研修の実施のために必要な施設及び設備 を有していること。	研修用会議室 1 室 (主な設備)放送設備、プロジェ クター、スクリーン、モニター	0

(6) 厚生労働省令で定める病床数以上の病床を有すること。〈法第4条第1項第4号、 規則第6条の2、H10.5.19 健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
200床以上の病床を有していること。	病床数:310 床	0

(7)地域医療支援病院として必要な施設を有し、必要な記録を備えること。〈法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号~第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19健政発639〉



化学、細菌 及び病理の 検査施設	化学、細菌検査室 病理検査室	0
病理解剖室		0
研 究 室		0
講義室	KUMASOU ホール KUMASOUホール	0



(8) その他(地域医療支援病院の管理者の行うべき事項)(法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号~第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第9条19、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19健政発639)

必要事項	該当状況	適否
患者を紹介しようとする医師等 に対して、診療並びに病院の管理 及び運営に関する諸記録を閲覧 させること。	病院作成の「共同利用運営規定」、「診療情報開示内規」に基づき、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧できるようにしている。	0
患者からの相談に適切に応じる 体制を確保すること。	患者相談のための患者サポート相談窓口を 設置しており、患者相談を行う者として、専 任の看護師等を5名配置している。 令和3年度患者相談実績:1,968件	0
紹介外来制を原則とすること。	紹介状を持たない患者に対しては選定療養費(7,700円)を徴取しており、この旨の掲示やホームページ、広報紙などを通じて周知を行っている。	0